

畜産環境チラシ ～畜舎における臭気対策～

平成 16 年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が本格施行され、家畜排せつ物の適正な管理や処理、その利用など、各農場における畜産環境対策の取組は、一定の水準において安定的に行われています。

一方で、畜産経営に伴う臭気問題については、畜産経営の大規模化や、農場と住宅の混住化の進展、施設の老朽化、住民の環境意識の高まり等により、共存・共栄を図る観点からも取り組んでいかなければならない喫緊の課題となっています。

このような状況から、今回、畜舎における臭気対策の取組みについて、いくつかご紹介します。

畜産臭気対策でお悩みの経営体につきましては、市畜産課へご連絡ください。

（臭気が気になる。対策を講じても臭気が軽減しない。近所からの苦情が多い。）

鹿屋市では畜産臭気軽減に向けた取組として消臭資材等の支給支援を一部行っています。

「いっしょに臭いについて考えてみませんか。」



（消臭資材（EM 培養液）散布状況）



（消臭資材設置状況）

～はじめに～ 畜舎から発生する臭気の特徴について

畜舎では家畜のふん尿が常に排せつされるため、臭気苦情の原因となる低級脂肪酸や、硫黄化合物類、アンモニアなどの臭気物質が、ある程度の濃度で常時存在し、少なくとも畜舎内において、悪臭防止法による規制値を上回る濃度が確認される場合も多いです。さらに、飼料や畜体由来の臭気、ふん尿処理施設の臭気が加わり、農場全体における畜産臭気を形成しています。

～基本的事項～ 畜舎における臭気対策①



（１）ふん尿の搬出・清掃の徹底

- 畜舎内の臭気は、畜舎内に滞留しているふん尿の量に左右されます。
- 畜舎内での基本的な臭気対策は、「ふん尿の早期搬出と清掃の励行」です。
- 清掃をよく行っている畜舎とそうでない畜舎では、臭気の濃度に明らかな差が生じます。処理が遅れると臭気が増幅されます。
- 定期的な清掃を行えば、畜舎の臭気は、ほぼ問題のないレベルに抑えられます。

（２）畜舎内でのふん尿分離・乾燥促進

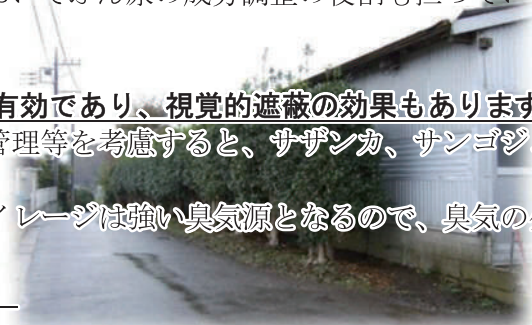
- 排せつ物は、乾燥すると臭気が低下しますが、湿潤な状態に放置されると臭気が強くなります。
- ふんと尿が混合されるとアンモニアの発生が高まり臭気が強くなります。さらに、畜舎外に搬出後、たい肥化を行う場合は、水分量の多いものは処理に手間がかかります。
- ふん尿は畜舎内で出来るだけ固液分離・乾燥を図ることが望ましいです。固液分離にはスノコの設置、排尿溝の構造を固液分離しやすいものにする等が有効です。また、乾燥促進には敷料の施用や適切な換気が必要です。

（３）敷料の敷き込み

- 敷料の敷き込みは、畜体保護や家畜に快適な居住場所を作ることが目的ですが、ふん尿管理の面でも吸着による臭気の軽減、水分吸収による乾燥促進の効果があります。
- 敷料はふん尿と混合状態でたい肥化处理されますが、処理においてふん尿の成分調整の役割も担っています。

（４）その他

- 畜舎の周囲に植樹を行えば、臭気の拡散防止、日射の防止に有効であり、視覚的遮蔽の効果もあります。
- 畜舎周辺の生け垣に使用しうる樹木は、除去能力、コスト、管理等を考慮すると、サザンカ、サンゴジュが適当です。
- 飼料にサイレージを用いる場合、酪酸発酵した品質の悪いサイレージは強い臭気源となるので、臭気の少ない良質のサイレージの調整が必要です。
- 堆肥等を畑に農地還元する際は、早めの耕耘をお願いします。



～各種畜舎での対策～ 畜舎における臭気対策②



(1) 牛舎

- 牛は、1頭当りの排せつ量が多く、毎日のふん尿の舎外搬出・舎内の清掃は欠かせない作業です。
- 牛床とふん尿溝はふん尿をよく除き、水洗を行うようにします。また、月1回は、消毒を行うとよいです。
- 牛床ないし、牛房には十分な敷料を敷くようにします。

(2) 豚舎

- 豚は、かなり明確な排ふん習性を有していることから、この習性を活かし、臭気対策およびふん尿搬出作業の観点から適切な豚房構造とすることが望めます。具体的には、①コンクリート床部分をやや高くして水はけを良くする、②排ふんさせたくない場所に飼槽を設置する等が有効です。
- 基本的な対策は清掃・ふん尿搬出の頻度を多くすることです。溝はふんと尿を出来るだけ分離しうる構造とし、定期的に水洗を行うとよいです。

(3) 鶏舎

- 鶏は、ふんと尿が同時に排泄されるため、他の畜種に比べて、アンモニアの発生量が高いのが特徴です。
- 鶏舎では、舎内に鶏糞を長期体積させる形式が多いので、臭気対策の基本は、ふんの含水率を落とすこと、排泄されたふんを舎内で出来るだけ早く乾燥させることにあります。
- ふんの含水率を落とす方法はニップルドリンカーによる制限給水が代表的です。

(4) 家畜ふん尿浄化処理施設

- 処理施設の容量を超えてふん尿が投入されると、処理能力の低下、処理物の品質の悪化が起こり、処理過程からの臭気の発生も多くなります。
- 処理の過程で適切な管理が行われないと処理期間が長引き、臭気発生も長期にわたります。適正な管理・稼働状態を維持する必要があります。

～家畜排せつ物の関係法令～ 家畜排せつ物法と水質汚濁防止法

○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）

○家畜排せつ物法に基づく管理基準

- ・ふんなど固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないもの）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
- ・尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。
- ・家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
- ・管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
- ・家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

○水質汚濁防止法

排水水を排出するものは、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【畜産業に係る排水基準】

水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (ss)	大腸菌群数	アンモニア等
5.8 以上 8.6 以下	120 mg/L 以下	150 mg/L 以下	3,000 個/cm ³ 以下	400mg/L 以下

～おわりに～ 共存・共栄の畜産経営を目指して

今後の、畜産業の発展のためには、畜産環境対策は向き合わなければならない重要な課題です。住みよい街づくりを目指して、引き続き、これまで以上に、畜産環境対策への御協力をお願いいたします。

問合せ先
鹿屋市役所 畜産課 畜産振興係
TEL : 0994-31-1118、FAX : 0994-44-3730